

秋田県条例第四十三号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例（昭和三十九年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立花輪高等学校の項、秋田県立小坂高等学校の項及び秋田県立十和田高等学校の項を削り、同表に次のように加える。

秋田県立鹿角高等学校

鹿角市花輪字明堂長根十二番地

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に秋田県立花輪高等学校、秋田県立小坂高等学校又は秋田県立十和田高等学校（次項において「花輪高等学校等」という。）に在学する者は、令和六年四月一日に秋田県立鹿角高等学校に転学させるものとする。

3 前項の規定により秋田県立鹿角高等学校に転学させた者については、花輪高等学校等における在学年数は、秋田県立鹿角高等学校における在学年数とみなし、花輪高等学校等において履修した課程は、秋田県立鹿角高等学校において履修したものとみなす。